

犯罪被害者等支援カードの印刷（政策目的随意契約）の発注見通しに  
関する事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、次のとおり随意  
契約を行うので、埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）第102条  
の3第1項の規定に基づき公表します。

令和8年5月13日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 契約の目的  
犯罪被害者等支援カードの調達
- 2 契約の履行方法、期限及び場所
  - (1) 履行方法  
仕様書に基づくカードを、指定する期日に指定する場所に納品する
  - (2) 履行期限  
令和8年7月3日（金曜日）
  - (3) 納入場所  
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課ラムザ分室（埼玉県さいたま市南  
区）
- 3 契約を締結する時期  
令和8年5月25日（月曜日）
- 4 参加資格  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17  
年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に  
規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事  
業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又  
は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若  
しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号  
に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項  
の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）であること。